

アレクサンドル一世によるフィンランド大公国の成立とその地位

池 本 今日子

アレクサンドル一世の治世（二八〇一～二五五年）に、ロシアはコスモポリタンな貴族文化をヨーロッパ諸国と共有していた。ロシアは完全にはないが、ヨーロッパの一部であっただけでなく、その指導的な国の一つであった。ロシアはナポレオンに侵略された一方、イギリスとともに対仏大同盟を牽引し、ウィーン会議でポーランドを獲得し、神聖同盟にヨーロッパのほとんどの君主を加入させた。

アレクサンドル一世はフィンランド大公となり、既存の憲法や権利を保障した。しかし、フィンランドとロシアの関係は明瞭に示されなかった。ここでフィンランド大公国の地位に関する研究史を網羅的に整理し考察することはできないが、相反する解釈が行われてきたことは

示しうる。フィンランドは、特権を持つロシア帝国の地域である、ロシア領内の自治国家である、¹⁾あるいは、ロシアの保護国であるなど様々に見なされてきた。

フィンランドでは一八三〇年代後半から四〇年代初頭に、フィンランドはスウェーデンとの合同を自ら解消してロシアと単独講和を結び、代表制を持つ別個の国家となったという説が唱えられた。²⁾歴史家では、七〇年代から八〇年代に、ユリヨ・コスキネンが、ロシアと人的合同で結びついた別個の国家と主張した。³⁾ポルヴォー議会は理想化され、忠誠の宣誓は君主と諸身分の契約であり、国家が成立したと考えられるようになっていった。一方、ロシアのケーサリ・オルジンは、憲法とは制定法のことすぎないと見なし、帝国の国家評議会議長官とし

てフィンランド諸法の編纂に従事したニコライ・セルギエフスキーは、講和条約に従って大公国を「フィンランド諸州」と呼び、フィンランドが一体であることも認めなかった。⁵⁾

二〇世紀後半には、ロシアの研究者ミナエヴァが、アレクサンドル一世とミハイル・スペランスキーは、ロシアと結びつき憲法を持つ自立した国家として大公国を成立させた⁶⁾と論じた。一方、フィンランドの研究者ユシラは、大公国は国家ではなく、憲法は近代的な立憲主義によるものではなく、宣誓とその確認は近代的契約ではないと論じた。それは、君主が変わった際に支配者と諸身分が既存の法的地位を確認するという中世以来一八三〇年代まで続いたヨーロッパの習慣にすぎない、と見なす⁷⁾。

本稿では、フィンランド大公国の地位について相反する様々な見解が存在することに鑑み、それが成立した一八〇八年から一八〇九年の諸文書、保障状、声明、条約、議会での言葉、統治評議会規則を改めて取り上げ、大公国の地位を探る。文書の公共性の度合いと時期による変化に着目する。また、やはりアレクサンドル一世が成立

させたポーランド立憲王国との比較も試みる。今後の研究の第一歩としたい。

一・フィンランド政策の背景

アレクサンドル一世がフィンランドに対してロシア中核地域と別個の体制をとり、かつ、憲法を保障した背景として、五点を挙げる。

第一に、ロシアが編入した諸地域に特別な統治を導入するのは珍しいことではなかった。一七一〇年から一二年にピョートル大帝は、スウェーデンから奪ったエストニアとリヴォニアのドイツ人貴族や市民に特権を与え、ルター派教会の権利を認めた。身分評議会が維持され、ドイツ人貴族が実権を持った。アレクサンドル三世の即位に至るまで、君主は即位の際に権利と特権を確認し、その後も帝政は特権を完全に破壊することはしなかった。ロシアはヨーロッパ化改革と外交のため、ドイツと縁の深いバルト貴族と市民の協力を必要としていた。⁸⁾

ロシア領フィンランドが特権を得たのは、偶然的要因による。一七二一年にスウェーデンとのニスタット条約

でロシアに編入されたヴィボルグとカレリアの一部は、特権を得なかった。しかし、この地域は、その重要性の低さゆえに、同じく北方戦争で得たエストニア・リヴォニアと同様であると役人に誤解され、バルト・ドイツ人の支配下で帝国と別個の統治が敷かれた。ロシアは、領土の奪還を目指したスウェーデンを降し、一七四三年にオーボ条約でさらにフィンランド地域を奪い、両条約で得た領域でヴィボルグ県を形成した。このロシア領フィンランドは公式に特権を享受し、スウェーデン法と習慣、スウェーデン語が尊重された。⁹⁾

ポーランド分割で得た「ポーランド諸県」¹⁰⁾に対しては、一七九六年一月二日にパーヴェルによって、「特別な権利と特権」、すなわち、ポーランド貴族の旧来の権利と特権を認める布告が発せられた。¹¹⁾

第二に、アレクサンドル一世とその周辺は憲法の重要性を理解していた。当時、共和政から立憲君主政、ナポレオンの独裁的憲法まで様々な型の近代憲法が次々と制定されていた。憲法は、一方でフランスとその勢力下の国々において、他方で対仏大同盟諸国において作成され

た。ロシアの外交上内政上の政治体制に関するアレクサンドル一世の政策の土台となったのは、一八〇三年にアダム・チャルトリスキ（外務大臣補佐官）が彼に提出した覚書「ロシアがとるべき外交方針」である。チャルトリスキはこの覚書を提出後に外務大臣代理に任命され、事実上の外務大臣として、ロシアを中立から反仏に導いた。第三回対仏大同盟を結成させるためのイギリスとの交渉においては、ロシアは反革命を否定し、革命の成果をその国の状況に応じて認めることを主張した。実際、アレクサンドル一世は一八一四年と一五年に国民主権の議会主義的憲法を認めるようにルイー一八世に主張し、一八一五年にポーランド立憲王国を成立させた。これらのことは、アレクサンドル一世が国や地域の状況に応じた憲法の重要性を認識していたことを示す。¹²⁾

彼は帝国に憲法を制定しなかったものの、広義のものを含めれば憲法案を三度作成させた。一八〇二年の「ロシア国民への恵与状案」は、貴族特権を強化する形で制限君主制を模索した。一八〇九年にはスペランスキーが改革案で立憲君主制の方向を目指した。一八二〇年には

ノヴォシリツエフがナポレオン帝政憲法の方向で憲法案を作成することになる。⁽¹³⁾

アレクサンドル一世は、少なくとも、統治手段としての憲法の重要性を理解していた。また、彼のヨーロッパ指向を考慮すれば、ヨーロッパの君主としての威信を高めるという目的が憲法の重視には大いにあったと考えられる。

第三に、ティルジット体制下の状況である。⁽¹⁴⁾ 連戦連勝を誇っていたロシア軍は一八〇五月一二月にアウステルリッツで大敗して以来敗戦を重ね、一八〇七年二月にアイラウで撤退し、六月にフリートラントで敗れた。ナポレオンはプロイセンを占領した。一八〇七年七月にアレクサンドル一世はナポレオンと講和だけでなく、同盟を締結することを余儀なくされた。ナポレオンに対抗すべく愛国心を鼓舞してきたアレクサンドル一世にとって、同盟すること自体が内政上危険であった。それだけではなく、同盟により強いられた大陸封鎖への参加は、貴族と商人の激しい不満を呼んだ。その上、ロシアは、スウェーデンを大陸封鎖に参加させることも約束せざるを

えなかったが、そのためには戦争が必至であることが明らかになった。

ナポレオンはその報酬としてフィンランドを示した。アレクサンドル一世にもともとフィンランドへの拡大の計画はなかったものの、何らかの埋め合わせは必要であった。たしかに、フィンランドはナポレオンが言うようにペテルブルクの防衛に重要であった。⁽¹⁶⁾ アレクサンドル一世自身、一八〇八年一〇月一（一三）⁽¹⁷⁾ 日に国内に発した講和についての声明の中で、この講和により帝国は「ゆるぎない安全な国境」を得たと述べた。それがロシア国民にアレクサンドルがアピールしたロシアの利益である。⁽¹⁸⁾

とはいえ、そもそも、ロシアとフランスの同盟は当初から決裂に至る可能性が高かった。アレクサンドル一世は、スウェーデンに大陸封鎖への参加を強いるというフランスとの約束を守ることでフランスと決裂せず、かつ、早い勝利と情勢の安定によって、フランスがロシアの苦境に乗じて攻めてくることを防ぐ必要があった。ロシアはオスマン帝国とも戦端を開いていたため、なおさらで

ある。

第四に、フィンランドに対する宥和策が効果を持つ可能性があった。スウェーデン王はフィンランド大公の称号をとったものの、フィンランドは国としての実態を有していなかった。⁽¹⁹⁾ ロシアとの戦争でフィンランドが犠牲になっていることを背景として、フィンランドでは一八世紀後半にスウェーデンからの分離主義が誕生し、その中心人物であるゲオルク・スプレングトポルテンがロシアへ移住していた。一方、フィンランドの貴族は、ロシア貴族同様に、コスモポリタンなヨーロッパ貴族文化のもとにあった。⁽²⁰⁾ 宗教あるいは民族がより重視されていた他の時代よりも、ロシアの支配は受け入れられる余地があつたのである。

こうして、独自の統治自体はロシアにとつて馴染みのものであつたが、アレクサンドル一世は憲法の重要性を理解していただけでなく、ティルジツト体制下でのフランスとの関係がフィンランドの指導者層を宥和する必要を高め、フィンランドの貴族を宥和しうる環境が存在したこともそれを後押しした。

いまひとつ、第五の背景として、ピョートル大帝以降のロシア皇帝や貴族はヨーロッパの様々な側面を範としてきたが、複合国家もまたヨーロッパの伝統であつたことを挙げておく。

二．フィンランドの編入

一八〇八年二月九日（二一日）にロシアはスウェーデン領フィンランドに進軍した。

翌二月一〇（二二）日に、リヴォニア総督で、この戦争で当初指揮官を務めたフリードリヒ・ブックスホーヴデンがフィンランド住民に平静を呼びかけた。その声明で彼はオーボ（トゥルク）で議会を開催すると告げ、「法で定められた、通常の議会で守られている秩序にしたがつて」各地方から代表を派遣するように述べた。また、「フィンランド大公国は、今後、ロシア帝国のすでに獲得された他地域と同等に見なされるであろう。それらの地域は、陛下の先祖の穏やかな治世に平穏と安寧と、自らの特権、自由な信仰、自由、権利、その他の特典を享受してきたし、そしていまは陛下の帝権のもとにそれら

を享受している。彼らはそれを昔から保持し、いまも保持している」⁽²¹⁾。フィンランド大公国を事態のあるものと見なし、独自の議会を召集し、さらに、すでに編入されている旧スウェーデン領、すなわち、「旧フィンランド」とバルト地域と同様に特権や権利と信仰の自由を保障すると述べたのである。

この声明は外務省によって準備され、スウェーデン語とフィンランド語に訳された後、国境地域で秘密裏に印刷されて前戦へ送られた。フランス語版からスウェーデン語版への翻訳は、顧問を務めていたスプレングトポルテンが担当した⁽²²⁾。議会や特権への言及はアレクサンドル一世の同意なしにはありえない。彼は当初から、ロシア中核地域とは異なる統治を行う予定であったと考えられる。

三月一〇(二二)日、ロシア軍はオーボを占領した。三月一二(二四)日、ブックスホーヴデンはフィンランド住民に呼びかけた。「皇帝陛下の多くの慈悲があなた方ですでに示された。国の諸法は保持される」⁽²³⁾

三月一六日(二八)日、アレクサンドル一世はヨーロッパ

諸国と帝国民に声明を発し、ロシア軍が新たに征服したスウェーデン領フィンランドを「ロシア帝国に永遠に編入」したと宣言した⁽²⁴⁾。三月二〇日(四月一日)には、「余の玉座への永遠の忠誠を「この国」の住民に宣誓させる」ように命じた⁽²⁵⁾。また、ナポレオンへの書簡で、「スウェーデン領フィンランドをロシアの地方と宣言した」と伝えた⁽²⁶⁾。

夏、スウェーデン軍が反撃した。

六月五日(一七)日、アレクサンドル一世は、フィンランドの全階層と身分に声明を発し、ロシアによる編入は決定的なことであり、敵の噂や誘惑に動揺しないように求めた。スウェーデン軍に仕えている住民には、この声明から六週間の間に戻るならば、「余の忠実な臣民」として扱うと約束した⁽²⁷⁾。

同時に、フィンランドの諸制度を維持すると述べた。「余は……この領土の完全性と、全ロシアとの不可欠で永遠の一体性を保持するという神聖な責務を自らに課した。全ロシアの帝笏に従い、一つの帝国を構成する諸国民の列に新たに編入されたフィンランドの住民は、今後、

自らの立場を永遠に受け取った」。同時に、「あなた方の国に固有な古くからの諸法を余は神聖に保持し、それら諸法の上にあなた方の活動と勤勉の新しい場所がある」²⁸。こうしてアレクサンドル一世はロシア中核地域と異なる統治を行うことを自らの言葉として約束した。一八二二年夏のスウエーデン軍の反撃がアレクサンドル一世自身の声明を発する時期を早めた可能性はあるものの、すでに述べたように別の統治を行うこと自体は開戦当初から考えられていた。

九月一七日に戦争が終結し、十一月一四日に休戦協定が結ばれた。

九月三〇日（一〇月一二日）にエルフルトで締結されたフランスとの条約では、フィンランド、ワラキア、モルダヴィアは「ロシア帝国の一部」であるという認識を共有することが約束された（第五条）²⁹。ロシアがフィンランドを獲得する権利を認めることをナポレオンに確約させたのである。アレクサンドル一世はミハイル・スベランスキーをこの会談に伴った。

一〇月から十一月にフィンランドの諸身分の代表がベ

テルブルクを訪問したが、ロシアは外交使節の待遇で接した³¹。十一月九日（二月一日）、アレクサンドル一世は、スプレングトボルテンをフィンランド総督に任命した。同日、「新フィンランド臨時統治委員会規則」が裁可された。スプレングトボルテンの提案を軍務大臣アラクチェエフ、軍指揮官ゴツタルド・ノリングが協議し、さらにアレクサンドル一世が、フィンランド総督はフィンランド問題について、帝国の諸大臣ではなく、皇帝に直接上奏すべしと修正した³²。二月一六日にスベランスキーは法務大臣補佐官に任命され、二八日までにフィンランド問題は彼の所管となり、上奏は彼を通すことになった。スベランスキーはアレクサンドル一世の議会で言葉や声明を準備した³³。

一八〇八年末に彼の提言により、フィンランドのルター派聖職者を委員長としてフィンランド問題特別委員会が設置された³⁴。ミナエヴァによれば、委員会の指令書は、「内政において特別な政治的存在を享受する」フィンランドに「憲法」を作成することを委員会の目的と記した。同時に、指令書は、各階層を集めて国民の利益を

君主に知らせる必要があると述べ、⁽³⁵⁾ 議会の存在を重視した。

三・保障状と声明、条約、議会、統治評議会規則

一八〇九年にフィンランドの地位を定めたのは、三月一五(二七)日の「フィンランド全住民への皇帝の保障状」といっつかの声明、八月の統治評議会規則、九月五(一七)日のフレデリクスハムン講和条約である。フィンランドの地位に関する言質はそれぞれ異なる。議会でのアレクサンドル一世の言葉は、後に述べるように、法的意義は他より小さいと考えられる。

アレクサンドル一世は一八〇九年一月二〇日(二月一日)に、三月一〇(二二)日にボルゴー(ボルヴォー)で全国議会を召集すると宣言した。「神意と、余の軍の成功により、フィンランド大公国は、余の帝国に永遠に統合 *unir* された」。フィンランド大公国は帝国と合同した。

「余は、フィンランドの全身分が「住民の福利というこの健全な目的を達するために全力で余を支持すること

を確信し」、「*国 Pays* の憲法にしたがって、諸身分を議会に召集する」。「諸身分の代表は、議会の規則に定められた方法で議会に赴き、その審議に託すべきと余が見做す対象について議論せよ」⁽³⁶⁾ アレクサンドル一世は憲法に言及し、フィンランドの諸身分の協力を確信しつつ議会を召集した。議題はアレクサンドル一世が決定する。

三月一六(二八)日、アレクサンドル一世は議会を開いた。その前日の三月一五(二七)日、彼はフィンランド住民に保障状を与えた。「神意により余はフィンランド大公国を領有し」、「*国 Pays* の宗教と基本諸法、同様に、特に大公国内の各身分と……全ての住民一般が憲法の名においていままで享受してきた権利と特権を確認し承認する」。「余は、この全ての利点を全効力で、いかなる変更もなく維持することを約束する」⁽³⁷⁾

こうして、アレクサンドル一世はフィンランド大公国を領有し、信仰と基本諸法、憲法、権利と特権の維持を保障した。「国家」という語は用いないが、二日後の三月一七(二九)日にアレクサンドル一世はフィンランド大公として戴冠し、それによって、フィンランドの国家

性を尊重していることを示した。

保障状は憲法、基本諸法が何を意味するかを明記しなかった。それでも、それはスウェーデンの成文憲法を想起させる。スウェーデンの一七八九年の「統一と安全の法」(全九条)、これにより修正されていない部分は、一七七二年の政体法(全五七条)である。

君主は執行権を有し、公職任免権のほか、宣戦と講和、同盟の締結、恩赦の権利を持った。一方、法の制定や廃止、新税の導入は原則的に議会の同意を必要とした。もっとも、政体法により議会の召集権と、「統一と安全の法」により法案提出権は王に専属した。議会は、「王が提議した問題以外を取り扱わない」(第六条)。議会の定期的召集は保障されず、王政府は議会に対して責任を負わない。⁽³⁸⁾ スウェーデンのいわゆる「絶対主義時代」の憲法であるが、専制ではない。制限王制、ないし、君主主権の立憲王政である。

「統一と安全の法」は、王は「スウェーデンの成文法にしたがって我々を統治する」(第二条)と明記し、憲法に基づいた統治を王に義務づけた。憲法は王が「我々

(諸身分)と合意した」ものであった(前文)。

とりわけ危機的な時代に、フィンランドに両憲法を保障すると明記することは、帝国の内政にとって危険であった。とはいえ、アレクサンドル一世とスペランスキーは帝国に憲法を制定する計画を模索しており、専制からの変化を志向していることや諸権利の保障は二人の計画と基本的には一致していた。⁽⁴⁰⁾ その点で、アレクサンドル一世のもとで帝国と周縁部のために作成された憲法案の全てが欽定憲法であったのに対して、両憲法が諸身分と合意したものであったことが、最も問題であったと考えられる。フィンランドとの関係においても、両憲法の明記は重大な問題を発生させたであろう。保障状で、アレクサンドル一世は両憲法そのものではなく、その内容を保障したと考えられる。⁽⁴¹⁾

一八〇九年三月二三日(四月四日)、アレクサンドル一世は信仰と基本諸法、権利と特権の維持を改めて確認するとともに、「この国の古く維持された慣例にしたがい」、戴冠式の日には諸身分と農民代表が議会で示した忠誠の誓いを「フィンランドの全住民にとって正しく義務

的なことと見なし」、彼らがアレクサンドル一世と継承者に忠誠心と愛着を永遠に抱くことを信じて、「このよき忠実な民」の「幸福と繁栄のために」「熱心で温情に満ちた配慮」を行うと宣言した。⁽⁴²⁾ すなわち、忠誠を信じて、温情ある配慮を行う。

こうして、大公国は同じ君主の下に帝国と合同し、従来の憲法、基本諸法の内容、権利、特権、信仰の維持が保障された。これらが温情により与えられたものであることは明らかである。⁽⁴³⁾ 特権は、諸身分との合意により与えられたものではなく、永遠に約束されたものでもない。一方、三月以降、アレクサンドル一世は文書と、戴冠という行為により、フィンランドの国家としての自立性を尊重していた。

アレクサンドル一世は議会で、「余」ではなく、「私」を主語として発言を行ったことから、議会で言葉は公の発言ではあるが、声明や保障状と比べて法的な意味は低いと考えられる。議会で彼の言葉はフィンランドを一層自立的に描いた。

一八一九年三月一六（二八）日、ボルゴー議会の開会

にあたり彼は次のような言葉を与えた。「神意により、善良で忠実な人々を統治するよう定められ、私は自らの周りに彼らの代表が集うのを望んだ。……私はあなた方の憲法、基本諸法を維持することを約束した。……この集会はあなた方の政治的存在の画期となるであろう。……祖国への愛、秩序への愛と、あなた方の見解における変わらぬ調和が、あなた方の議論の精神となるように……」⁽⁴⁴⁾ アレクサンドル一世は穏やかな議会運営を促しながら、憲法の維持という約束を確認し、フィンランドの人々の「政治的存在」の画期となると言及した。新たな「政治的存在」とは、ここで、憲法と議会を持つ国民を指す。

七月六日（一八日）の閉会式で彼はこう述べた。「フィンランドの諸身分を全体議会に召集し、私は、真の利益に関するその国民の希望と感情を知りたいと思った。……私はあなた方の忠誠心に大いに期待し、……あなた方の審議に完全な自由を与えた。……私はあなた方の意見の独立性を見守った。……あなた方の政治的存在にとってのもっとも重要な原則、すなわち、あなた方の法の

維持と、人身の安全、あなた方の財産の不可侵が保障されると〔あなた方の同胞に〕確信させよ」。ここで政治的存在にとつて重要なものは、独自の法と権利と自立性であった。

さらに、アレクサンドル一世は、フィンランドの人々は「今後、諸国民の列に置かれ、その法の支配の下」に置かれると述べ、「この国民が外に平穩で、内に自由であり、彼の「意図を正当に評価し、その運命に感謝する」ことを期待すると述べた。⁽⁴⁵⁾ こうして、「国家」という言葉は使用されていないものの、フィンランドを自立度の高い国家として認めていると解釈することを許した。人的合同を想起させる。一方で、諸国民とは帝国の諸国民であると理解される余地も残した。

議会での言葉はフィンランド人を味方につけ、穩健な統治を望むための言葉であった。⁽⁴⁶⁾ それはまた、ヨーロッパ向けの言葉であり、アレクサンドル一世を、憲法を尊重し議会を召集し、その自由な審議を許す君主として描き出し、憲法にしたがった統治を内外にアピールした。議会での人的合同を想起させるような表現を用いたのはそ

の一環であり、大公国の国家としての自立性を強調した最大限の表現であったと考えられる。

一八〇九年八月六（一八）日、アレクサンドル一世は、総督を議長とする統治評議會を大公国に設置し、規則を定めた。フィンランド問題特別委員会で協議され、議会に提出されたものである。その前文で、統治評議會の設置は、諸地方が中心点と最高裁判所を持つことは、「国家」の福利にとつて重要である」からであると述べられた。フィンランド大公国を「国家」と見なした。総督も統治評議會も皇帝に直屬し、大公国の高い自立性を窺わせる。とはいえ、「国家」は独立しているとは限らない。さらに、規則は、君主を大公ではなく、皇帝陛下と呼んでおり、この点で、帝国の中の大公国と理解できる。評議會は総督の下、司法部門と政治経済部門からなる。新たな課税も、「皇帝陛下が示した命令に従うのではないかぎり」予算以外の支出も許されない（第一六条）。「いかなる法的文書も評議會から発せられえない。評議會は既存の法のみに従って行動し、それを解釈し、さらになおそれを廃止するいかなる権利も持っていない」（第

一七条)。「ただし、評議会は、皇帝陛下に、評議会が法典のいずれかの規則や規定に与えることが必要であると見做す解釈について自らの意見を提示することが出来る。これらの意見は熟した議論によって動機づけられ、それらが皇帝陛下によって承認される限りにおいてのみ、効力をもつ」(第一八条)。こうして、評議会は立法に関し、既存法に与える解釈について陛下に提示できるのみである。法案はペテルブルクで作成されることになる。この点で国家の内政機構として不完全であるといえる。総督には一八〇九年夏にミハイル・バルクライドフ⁽⁴⁶⁾が就任していた。フィンランド駐留ロシア軍司令官との兼務である⁽⁴⁶⁾。

一八〇九年九月一七日に締結されたフレデリクスハムン講和条約⁽⁴⁶⁾は、フィンランドをロシア帝国に編入したと定めた。スウェーデンは、フィンランドの諸県をロシア帝国へ割譲し、ニーランド、オーボなどの「諸県に対する自らの全ての権利と称号を、全ロシアの皇帝陛下とロシアの玉座と帝国の継承者に対して放棄し」た。「これらの諸県は……今後……ロシア帝国に帰属し、それに編

入されるincorporés (присоединялся)」(第四条)。条約に国家性は全く読み取れない。フィンランドは諸県と呼ばれ、帝国の一地域である。

一方、条約はフィンランドに特権と宗教の維持を認めた。「全ロシアの皇帝陛下はすでに、寛大さと正義の最も明白な証明を与えた。陛下は、陛下が獲得したばかりの国Rusの住民を寛大さと正義で統治することを決定し、住民の宗教的行為の自由と、彼らの所有の権利、彼らの特権を寛大かつ自発的に彼らに保障した」(第六条)。こうして条約上フィンランドは、特権と信仰、所有権がその住民に保障され、帝国に編入された。一八〇八年の声明で述べられた通りである。第六条の「寛大かつ自発的に」という表現には、強いられたものではないという意味と、温情的な意味合いが込められている。

一〇月一(一三)日、アレクサンドル一世は講和についての声明を国内に発した。「余の忠実な臣民にフィンランド国民(ナロード)を統合し……、フィンランド国民は、今後、余の玉座の庇護の下で平穩に安全に安らぐ諸国民の列に加わる。六県は……この新しい存在を獲得

し、すでに神に感謝している……」⁽⁹⁰⁾ ここで、獲得された「新しい存在」とは、アレクサンドル一世の玉座の下にある国民のことである。

ナロードは多義語であるが、当時、条約など公的文書で、フランス語のナシオンの訳語として使用されていた。

一八世紀にナシオンは啓蒙主義的政治的概念であり、国民国家を構成する集団、つまり国家あつての国民であつた。とはいえ、すでに一九世紀初頭には、ロマン主義的概念に移行し始めており、国家を奪われた国民も含むようになつていた。⁽⁹¹⁾ 一八一五年五月三日にウィーンでロシア、プロイセン、オーストリアがポーランドについて定めた条約は、後述するように旧ポーランド国家の人々を「国民」と見なした。

このように、フィンランドは条約上帝国に編入され、アレクサンドル一世はこれを実態のある大公国とし、議會を開催した。大公国は帝国と合同し、自由な信仰と従来の特権、権利、憲法が保障された。複合国家が形成された。アレクサンドル一世は議會で人的合同も想起させる表現を用い、大公として戴冠した。人心を掌握するた

め、フィンランドの国家性を認める最大限の表現であつた。その一方、統治評議會規則は大公国に国家として十全な機能を与えなかつた。大公国は帝国の中にあると理解できる。

四．ポーランドの地位とフィンランド

アレクサンドル一世が議會で言及した「政治的存在」という言葉は、後に一八一五年のポーランドに関する条約にも現れる。一八一五年五月三日にウィーンで締結されたポーランドに関するロシアとプロイセンの条約⁽⁹²⁾ 第三条によれば、ロシア、プロイセン、オーストリア「の臣民であるポーランド人は、彼らが帰属する国家が彼らに与えることが有益であり適切であると判断する政治的存在の様式にしたがつて、彼らの国民性の保持を保障する諸制度を得る」⁽⁹³⁾ こうしてロシアのもとにポーランド立憲王国、三国の保護のもとにクラクフ自由市、プロイセンのもとにポズナン公国が成立した。

「ワルシャワ公国は……を除き、ロシア帝国に統合^{реши}される（ロシア語版 *присоединяется*）。それは口

シア帝国に不可逆的に憲法によって結びつき³⁵、全ロシアの皇帝陛下と」その継承者により「永遠に領有される」。この「国家Etat」は「特別な統治を享受する」。皇帝陛下は、彼の他の称号とともにポーランド王の称号をとる（同）。こうして、ロシア皇帝がポーランド王となり、憲法を与え、王国はロシア帝国と永遠に合同した。複合国家が形成された。

同年のポーランド王国憲法³⁴は、王国とロシア帝国との関係を定めた。「ポーランド王国はロシア帝国に永久に統合されるreuni」（第一条）。憲法が、「余が王国を位置づける市民的政治的諸関係」と「この統合reunionを強化する紐帯」を定める（第二条）。王国の王冠はロシア皇帝が世襲する（第三条）。アレクサンドル一世は自らの義務とはしなかったものの、後継者に戴冠式と宣誓を義務づけた（第四五条）。帝国の外交政策が王国にも適用される（第八条）。「この憲章は最高権力行使の方法と原則を定める」（第四条）。憲法はロシア帝国とポーランド王国を「両国家Etat」と呼んだ（第一〇条）。外交上の主権は帝国が持つ。総督のもと国家評議会が法案の

起草を行う³⁵。フィンランドでは法はベテルブルクで作成された。また、ポーランド王国憲法では、君主を皇帝陛下と呼ぶこともない。なお、アレクサンドル一世の治世を通じてポーランド総督はポーランド貴族のユーゼフ・ザヨンチェクであった³⁶。

「クラクフ市とその領域は、ロシア、オーストリア、プロイセンの保護のもとで、永遠に自由、独立、かつ厳密に中立と見做される」（五月三日クラクフに関するオーストリア、プロイセン、ロシアの条約³⁷第一条、ウィーン最終議定書³⁸第六条）。三宮廷はクラクフ自由市の中立性とその領土と憲法を保障した（クラクフに関する条約³⁹第六、七条、最終議定書³⁸第九条）。

プロイセン領旧ワルシャワ公国、すなわち、「プロイセン王が全主権と所有権を自ら有するワルシャワ公国の地方は、ポズナン大公国の名を持つ」と定められた（五月三日ポーランドに関するロシア⇨プロイセン条約⁴⁰第一条、ウィーン会議最終議定書³⁸第二条）。

五月一五日にプロイセン王は特許状を発行した。「余の古いいくつかのポーランドの領土は余の諸国家に返還

された」。そのほとんどの領土を「別個の州に……統合し、それを余はポズナン大公国の名の下に領有し、同時に、ポズナン大公の称号をとり、それを余の王の称号に加え、また、この州の紋章を余の王国の紋章に加える」^{95b}。

同日、プロイセン王は宣言した。「あなた方は私の君主国に、あなた方の国民的存在 existence nationale を断念する必要なく、編入される。余が余の忠実な臣民に与えることを意図している憲法にあなた方は加わり、かつまた、余の王国の他の諸州と同様に、州憲法を受け取る」^{95a}。さらに、宗教の保持、個人の自由、所有権を法の保護下に置き、公的文書で「あなた方の言語」すなわち、ポーランド語がドイツ語と共に使用され、あらゆる職に就任可能であると約束した。

プロイセンの既存の諸州、あるいは諸国家⁹⁶とは諸領邦のことであった。当時、王権は、領邦を一律の州とすることを考えていた。一八一五年五月にドイツ連邦規約が締結され、その第一三条で、ドイツ連邦を構成する諸領邦には「ラントシュテンデ制」が施行されると定められた。五月二二日、宰相カール・ハルデンベルクの提案を

受けて、王は憲法を制定し全国議會を設置することと、領邦を州に改変し、あるいは州を新設して、王国を、議會を持つ一律の諸州から構成させることを約束した。^{96c}

こうして、君主と憲法によりロシア帝国と合同し、外交上の主権を有さない立憲王国、三国の保護下で独立した中立都市、プロイセンに編入され地方議會と地方憲法を与えられる公国が、一八一五年のポーランドにおける「政治的存在」であった。ポーランド王国は憲法上、内政における独立性を有しつつロシアと合同する国家であるのに対して、ポズナン公国は、旧領邦が近代的な州に再編される中での一地方、近代に変質していった複合国家の極めて弱体な構成員といえる。^{96d}

フィンランドに戻る。すでに述べたように、アレクサンドル一世はフィンランドを編入して、大公国を成立させた。大公国は同じ君主のもとで帝国と合同し、従来の法と特権、権利、信仰の維持が保障された。ポーランド立憲王国が条約や憲法で定められたのと比較して、複合国家の一構成員としてのフィンランドの地位はいまいで場面によりかなりの揺れがあったが、大公国は内政面

で国家として十全な機能を備えていたとはいえなかった。フィンランド大公国は、帝国との合同が謳われおり、また、州ではないものの、その地位は、ポーランド立憲王国よりも、ポズナン大公国に近いと考えることが出来る。

五. むすび

改めてまとめる。一八〇八年の戦争当初から、アレクサンドル一世はフィンランドを帝国に編入し、旧フィンランドと同様に従来の特権や権利、信仰を保障する方針を示した。ロシア中核地域と異なる統治を行う点で彼は一貫していた。一八〇九年になると、大公国を成立させ、議会を召集し、憲法、基本諸法の内容を認め、帝国に合同した。フィンランドの地位は温情により与えられ、平穏と感謝が期待された。

フィンランドの地位は場面により変わった。スウェーデンとの条約は特別な統治を保障する編入と定めたが、条約だけで決まるものではない。一方、議会でアレクサンドル一世は人的合同さえ想起させ、大公として戴冠し

て、フィンランドの国家としての自立性を強調したが、それがフィンランドの地位の全てでもなかった。つまり、完全な併合でも、人的合同でもない。統治評議会規則は十全な内政の機構を大公国に与えず、君主を大公ではなく皇帝陛下と呼び、帝国の中の大公国と理解させた。そのような一八〇八年から一八〇九年の諸文書におけるフィンランド大公国の地位は、一八一五年の諸文書におけるポーランドと比較すると、ポーランド立憲王国よりも、プロイセンのポズナン大公国のほうに近い。フィンランド大公国は、近代化されていく複合国家の弱体な一構成要素であったといえる。

注

- (1) 稲葉千晴「フィンランド大公国の成立——スウェーデンからロシアへ」『北欧史研究』(バルト＝スカンディナヴィア研究会)、第一号(一九八二年)、一—三頁。
- (2) 三石善吉「ロシア帝国の「保護国フィンランド」——武器なき「国家」の防衛戦略」『筑波学院大学紀要』第一六集、二〇一二年、四八頁。
- (3) Jussila, Osmo, "Finland as a Grand Duchy, 1809-1917".

- From Grand Duchy to a Modern State : A Political History of Finland since 1809, London, 1999, pp. 14-16.
- (4) Ордин, Кесарь Филиппович. *Покорение Финляндии. Опыт описания по неизданным источникам*. Т. I. СПб., 1889. С. VI-IX и Том II. С. 248.
- (5) Jussila, op. cit., p. 16; Sergeevsky, N. D., *Finland. The Question of Autonomy and Fundamental Laws*, London, 1911, pp. 6, 7.
- (6) Миннева Н. В. *Правительственный конституционализм и переводное общественное мнение России в начале XIX века*. Саратов, 1982. С. 132-144.
- (7) Jussila, op. cit., p. 15.
- (8) Thaden, Edward C. *Russia's Western Borderlands 1710-1870*, Princeton, 1984, pp. 6-7, 9-14.
- (9) Ibid., pp. 82-83.
- (10) 現在のオホネスラルーシ、リトマニア、右岸（西部）ウクライナにあたる。
- (11) *Полное собрание законов Российской империи* [ПСЗРИ]. Т. 21. СПб., 1830. С. 229-230.
- (12) 池本今日子『ロシア皇帝アレクサンドル一世の外交政策——ヨーロッパ構想と憲法』風行社、二〇〇六年。
- (13) 池本今日子「ロシア皇帝アレクサンドル一世の時代の憲法政策——スベランスキーによる憲法案『史観』第一五八号、二〇〇八年、五七～五八頁。池本、前掲書、一三九～二七頁。
- (14) Миннева. Указ соч. С. 137.
- (15) 池本今日子「ロシア皇帝アレクサンドル一世と「市民シーニンとボジャルスキー公の像」（一八一八年）」、井内敏夫編『ロシア・東欧史における国家と国民の相貌』、晃洋書房、二〇一七年、一四九～一五〇頁。
- (16) Ордин, Указ соч. С. 92.
- (17) () 内はツレコロイ曆。
- (18) ПСЗРИ. Т. 30. С. 1186.
- (19) Sergeevsky, op. cit., pp. 5-6.
- (20) 清水良三「一九世紀初頭のロシア・フィンランド関係にさうこの研究」『国士館大学政治論叢 第七二号』一九九四年、六～七、九、一二三頁。
- (21) Ордин. Указ соч. С. 20-23.
- (22) Там же. С. 19-20.
- (23) *Внешняя политика России XIX и начала XX века : документы Российского Министерства иностранных дел* (ВНР). Т. 4. М., 1965. С. 202-203.
- (24) ПСЗРИ. Т. 30. С. 129-130.
- (25) Там же. С. 146-147.
- (26) Ордин. Указ соч. С. 92.

- (27) Шлиговский, Петр Петрович (ред). *Акты, относящиеся к политическому положению Финляндии*. СПб., 1903. С. 133-134.
- (28) Там же. С. 133-134.
- (29) ВПР. Т. 4. С. 359-363.
- (30) 一八〇八年八月八日(露曆)から法典編纂委員会メンバー。
- (31) Минаева. Указ соч. С. 137.
- (32) Ордин. Указ соч. С.239-248; Юсига, Осмо. Формирование автономии Финляндии в 1808-1826 гг. // *Россия и Финляндия 1808-1809* (под ред. Т. Вихаяйнена и Е. Хейканена). СПб., 2010. С. 103-104.
- (33) Ордин. Указ соч. С. 249. Прим. No.85; Юсига. Указ соч. С. 104. 137.
- (34) Юсига. Указ соч. С.107-108; Губченко М. А. *Обзор административных и судебных установлений, законодательства и финансового строя Великого Княжества Финляндского*. СПб., 1910. С. 20.
- (35) Минаева. Указ соч. С. 138.
- (36) *La constitution du grand-duché de Finlande*, Paris, 1900, pp. 109-110.
- (37) Ibid., p. 110.
- (38) Ibid., pp. 9-17, 68-71; M. Roberts, *The Age of Liberty: Sweden 1719-1772*, Cambridge, 1986, pp. 206-211. 「自由時代」には議会在が立法権を掌握してただけでなく、王国参事会(國務院)が執行権を掌握していた。稲葉、前掲論文、一〇三〜一〇四、一〇九頁。本間晴樹「スウェーデンにおける内閣制度の起源(前編)」『青山史学』第二三号、一九九二年、一六七〜一七〇頁。
- (39) スウェーデンでは一八〇九年六月に新政体法が成立し、議会の立法権を強化して一七七二年の政体法以来保障されていなかった議会の開催を最低五年に一度と定めたほか、閣僚の副署と、司法の独立を定めた。本間晴樹「一八〇九年革命とスウェーデン王権」『歴史学研究』第六二六号、一九九一年、一六九〜一七六頁。
- (40) Минаева. Указ соч. С. 140. サラトフも言うように、フィンランド政策はアレクサンダー一世とスペランスキーの内政、外交と絡めて理解しなければならぬ。Сарапов А. Н. 1809 год в истории России и Финляндии // *Россия и Финляндия 1808-1809*. С. 156.
- (41) 両憲法で保障された内容に基づいて憲法を新たに制定する意図があった可能性も指摘される。Минаева. Указ соч. С. 140.
- (42) *La constitution du grand-duché de Finlande*, pp. 112-113.
- (43) Thaden, op. cit., p. 85.
- (44) *La constitution du grand-duché de Finlande*, pp. 110-111.

- (45) *Ibid.*, pp. 113-114.
- (46) もっとも、スプレングトポルテンらは「自由の時代」の憲法にならった統治を本来望んでいた。稲葉、前掲論文、一〇八頁。
- (47) *Ордин. Указ соч. Прим. No.126.* 統治評議会は、一八一六年二月二日にフィンランド帝国元老院 *senat imperial de Finlande* になった。
- (48) バルクライードロトリーは一八一〇年初めに帝国の陸軍大臣となり離職した。その後、バルト貴族のファビアン・シュタインハイルが就任した。一八二三年にはスウェーデン貴族のアルムフェルトが就任した。
- (49) *ВПР. Т.5. С. 213.*
- (50) *ПСЭРП. Т. 30. С. 1187.*
- (51) 池本今日子、「アダム・イエジ・チャルトリスキ公のロシア外交政策（一八〇三―一八〇五）」『西洋史論叢』第一五号、一九九三年、五〇～五一頁。
- (52) *Маргенс Ф. Ф. Собрание Трактатов и Конвенций, заключенных Россией с иностранными державами. Том III. СПб., 1876. С. 333-353.*
- (53) ロシアとオーストリア間の条約、及び、ウィーン会議最終議定書第一条では、「国民性の保持を保証する諸制度」は、「代表制と国民的諸制度」に変更された。*Маргенс. Указ соч. С.*

237-238, 317-333.

- (54) 池本、前掲書、一五七～一六八頁。*D'Angeberg. Recueil des traités, conventions et actes diplomatiques concernant la Pologne 1762-1862. Paris, 1862. pp. 707-724.*
- (55) 池本、前掲書、一六一頁。
- (56) アダム・チャルトリスキの就任が期待されていたが、アレクサンドル一世はそれを避けた。
- (57) *D'Angeberg. op. cit. pp. 675-687.*
- (58) *Маргенс. Указ соч. С. 317-333.*
- (59) *D'Angeberg. op. cit. pp. 687-688.*
- (60) *Ibid.*, pp. 688-689°.
- (61) 参照：割田聖史「ブランデンブルク州議会（1824年-1845年）に関する一考察」『人文社会科学論叢』第二〇号、二〇一一年、六四～六七頁。割田『プロイセンの国家・国民・地域——一九世紀前半のポーゼン州・ドイツ・ポーランド』、有志舎、二〇一二年、六二～六五頁。
- (62) 割田、前掲論文、六四頁。
- (63) 参照：衣笠太郎「複合国家の近現代——シュレージエン／シロンスタク／スレスコの歴史的経験から」岩井淳、竹澤祐文編著『ヨーロッパ複合国家論の可能性——歴史学と思想史の対話』、ミネルヴァ書房、二〇二一年、七九～八一頁。